

幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

第1浄水場電気設備外更新工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和 6年4月15日

幸手市水道事業

幸手市長 木村 純夫

記

1 入札対象工事

- | | | |
|------------|---|----|
| (1) 工事名 | 第1浄水場電気設備外更新工事 | |
| (2) 工事場所 | 幸手市北1丁目地内 | |
| (3) 工事期間 | 契約の確定の日から令和 7年 3月21日まで | |
| (4) 予定価格 | 事後公表 | |
| (5) 最低制限価格 | 設定するが事前公表しない。（最低制限価格を下回る価格にて入札した者は、失格とする） | |
| (6) 工事概要 | No. 3 配水ポンプ盤インバータ更新工事 | 1式 |
| | 直流制御用制御弁式据置蓄電池更新工事 | 1式 |
| | CVC F用制御弁式据置蓄電池更新工事 | 1式 |
| | 自家発始動用制御弁式据置蓄電池更新工事 | 1式 |
| | 県水流量計更新工事 | 1式 |
| | ろ過水残塩計更新工事 | 1式 |
| | その他 設計図書のとおり | |

(7) 入札手続等の方法 一般競争入札（事後審査型）

本工事は、幸手市公共工事等電子入札運用基準及び幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 競争参加資格確認申請書の提出

令和 6年 4月16日（火）午前 9時00分から

令和 6年 4月26日（金）午後 4時00分まで

(電子入札システムが稼働していない時間を除く。なお、この提出受付期間の終期日時を過ぎて提出した確認申請書は無効となる。)

3 入札執行の日時等

変更することがある。この場合は、電子入札システム上で案内する。

(1) 入札書提出期間

令和 6年 4月30日(火) 午前 9時00分から

令和 6年 5月 2日(木) 午後 3時00分まで

(電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

(2) 開札日時

令和 6年 5月 7日(火) 午前11時00分

4 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(4) 幸手市契約規則(平成11年規則第25号)第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(5) 当該工事の公告日から入札日までの期間に、幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。

(6) 幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者。

(7) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事業の許可を受けているものであること。

(8) 令和5・6年度幸手市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に電気工事業の業種で登載されている者で、電気工事業について当該入札にかかる開札日から1年7カ月前以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者。

(9) 埼玉県電子入札共同システムの利用者登録が完了している者であること。

(10) 建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、下請契約の総額が4,000万円以上となる場合は、本工事に対応する許可業種に係る監理技術者でなければならない。

なお、配置技術者は、当該技術者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認資料の提出日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

落札候補者となった時点で配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載し、提出すること。

(11) 告示日現在、資格者名簿において次の要件を満たしている者

埼玉県内に本店又は支店等を置き、かつ、その本店又は支店等が当市と契約の締結権限を有し、幸手市の資格者名簿に登載されている「電気工事業」の業種のランクが特A級の者であること。

※ 資格者名簿は市ホームページに掲載してあります。

(12) 過去10年間（平成26年度～令和5年度）において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と請負金額2,000万円以上の電気工事業の請負契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。

(13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

6 入札参加資格の有無の確認

幸手市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき入札執行後の落札候補者についてのみ確認する。

7 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次のとおりとする。

電子入札システムの「入札告示等ファイル」及び「発注図書ファイル」に掲載してありますので、ダウンロードしてください。

なお、これらを第三者に閲覧・貸与することを禁止します。

また、入札後における設計図書等の取扱いについては、自社又は積算に関与した下請業者のパソコン、その他の記録媒体によるデータ及び紙等に関わらず、速やかに消去又は破棄をしてください。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 受付期間

令和 6年 4月19日（金）午前 9時00分から

令和 6年 4月22日（月）午後 2時00分まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システム上で掲示する。

掲示期間

令和 6年 4月23日（火）午後 2時00分から

9 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書を提出する際に、入札金額見積内訳書を提出すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。
 - (ア) 再度公告しておこなった入札のとき
 - (イ) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき
- (5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (6) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あったときは、電子入札システムによる電子くじにより、第1位の落札候補者を決定するものとする。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (7) 一度提出した入札書の撤回又は訂正をすることはできない。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

12 支払条件

- (1) 前金払 する。（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 中間前金払 する。（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費及び債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。）
- (3) 部分払 する。（部分払いを選択した場合に限る。）

- 13 現場代理人の兼務 否 （幸手市建設工事請負における現場代理人の常駐規程の緩和措置に関する取扱いによる。）

14 その他

- (1) 提出された確認申請書は返却しない。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 過去1年間に本市内で工事事故等を起こしたことがあり、かつ、市に通報していない場合は、入札書提出締切日の2日前までに申し出ること。
- (5) 公告日現在、名簿に登載されている業種及び格付け等が、公告事項（個別）の入札参加資格において要件とした事項に該当しない者が行った入札は、入札参加資格の審査を行わず、無効とする。

15 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先 幸手市役所 水道部水道管理課 施設・配水担当
- (2) 電話番号 0480-48-0051